

造園業従事者の石綿肺がん

埼玉●決め手になった石綿小体・石綿繊維数

「傷病手当金を申請された組合員が肺がんなんです。労災の可能性あるか、先生に診ていただきたい。」

建設埼玉の書記Oさんから、ひまわり診療所に電話があった。

2016年1月にMさん夫妻と、書記のOさんがひまわり診療所を受診された。平野医師は「微妙だが胸膜プラークは認められる。

造園業の石綿曝露は難しいケースだが、労災申請してみてもいいかがですか? 協力します」とアドバイスした。

東京労働安全衛生センターと建設埼玉Oさんと共同で、Mさんの労災申請に向け職歴聴取、意見書作成、専門家への意見書依頼の支援をすることとなった。

Mさんは造園業に従事して

おり、石綿に曝露した記憶がなかった。唯一の手掛かりは庭石に蛇紋岩を使用することから、蛇紋岩に含まれる石綿に曝露し肺がんに罹患したのではと、本格的な調査を開始した。

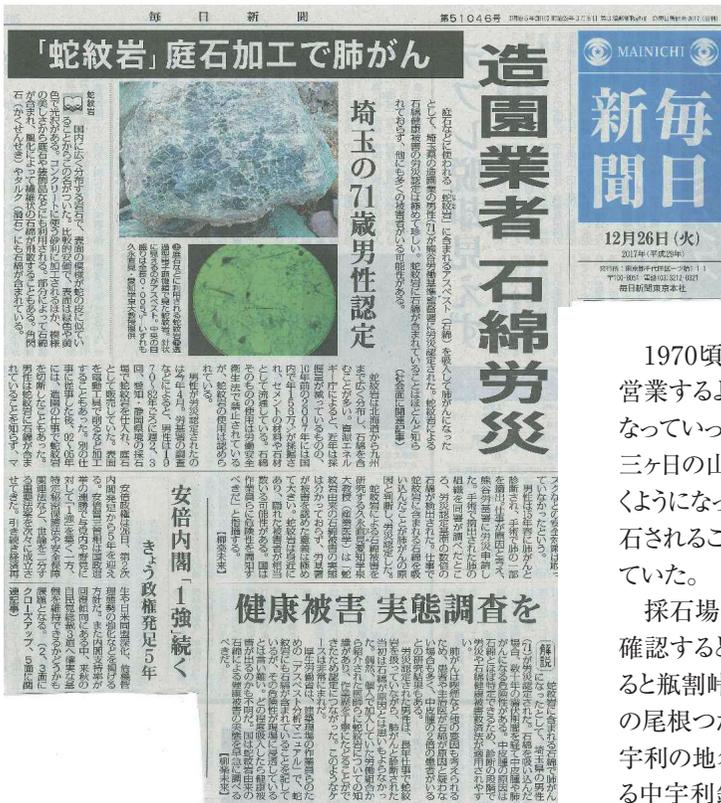
Mさんの職歴は以下のとおり。

15歳から現在のA工業(株)に入社、化学肥料「ようりん」を作っており、蛇紋岩を砕いたものが成分として製品化されていた。その化学肥料を詰める紙袋の運搬作業に従事。この事業所は入社後6か月で辞めた。

その後、父が経営する造園業に従業員として入社。東京・千葉を中心に廻り造園に従事、庭石は三波石を仕入れていた。1965頃から仕事も増え、春・夏の温暖な時期は東京・千葉のエリアをまわり、秋・冬の寒い季節は愛知県名古屋市方面へ販売に出かけた。年間約100日~120日ほどだった。庭石は事前に仕入れトラック2~3台に積み愛知へ出かけたが、販売先で庭石がなくなると、現地の採石場に行き、石を仕入れた。

1970頃になると愛知県名古屋市を拠点に営業するようになり、年間で220日~240日ほどになっていった。庭石がなくなると、トラック数台で三ヶ日の山中にある採石場に石を仕入れに行くようになった。この地域は良質の蛇紋岩が採石されることを、兄や先輩の職人から聞かされていた。

採石場の場所を記憶をたどりながら地図を確認すると、三ヶ日市街からR308号を北上すると瓶割峠(かめわりとうげ)があり、峠から山の尾根つたいに県境があった。愛知県側は中宇利の地名の記載があり、後に蛇紋岩が採れる中宇利鉦山があったことを知った。静岡県



側は三ヶ日の地名が記されていたことから、瓶割峠にある三ヶ日採石場であったと推測された。

採石場はダイナマイトで爆破し建築や設備、住宅用の砕石・砂利を採石していた。造園用石材ではないため、2トンを超える大きな蛇紋岩等を仕入れた。大きな石材や、蛇紋岩特有の白い紋様が入った石を選びトラックに積み荷するため、半日から、終日かかることもあった。現場は常にほこりが舞っていて峠に位置する場所に採石場があるため、突風が吹くと2～3メートル先がまったく見えなくなるほどの粉じんが舞った。しかし、マスクはしていなかった。仕入れに行く頻度は毎日行くこともあったし、週に2～3度の頻度で行っていた。

聞き取り調査から、1965～81年の17年間のうち800日ほど採石場に行っていたことがわかった。

1975年を過ぎると、大阪市や神戸市へも1週間から10日ほど出張販売もしていた。現地で庭石がなくなると、四国の業者と連絡を取り、神戸からフェリーで小豆島まで行き、小豆島のフェリー港で石材業者から石材を仕入れ販売した。

また、1968年頃から75年頃まで、「盆石」という自然の岩石を観賞用に研磨加工した商品が売れるようになった。大きさは幅、高さが約30～40cm程度で「盆石」の中には蛇紋岩もあった。この「盆石」は加工が必要であった。原石を荒削りで大まかな石材のかたちを形成した。荒削りに

はダイヤモンド刃入りのサンダーで削るため、作業中は多くの粉じんが発生した。その後、サンダーに砥石を着け、砥石に水をかけながら表面が滑らかになるまで根気強く研磨し仕上げた。最後の仕上げに透明なニスを塗り、艶出した。

1982年兄が事業主の運送業に従事。Mさんも専務として運送業に平成4年まで従事した。

1992年独立自営し、M造園で石工・造園業に従事した。自治体の依頼が多かった。

2005年、堤防の斜面を利用し敷石をする工事で、蛇紋岩を使用し、石材加工用機械で切断や、研磨、加工等をし、蛇紋岩の色を利用して石で作った絵を敷設した。また、モニュメントも作成し、現場に設置をした。堤防の斜面を利用した敷石は公園も兼ねているため、公園アプローチ工事も施工した。

採石場における蛇紋岩中の石綿曝露と肺がんの関係を裏付けるため、平野医師を通じ愛知学泉大学教授久永直見先生に意見書を依頼した。

久永先生は、蛇紋岩採石場における気中石綿濃度が高いことを、調査に裏付けられた現地の状況、気中石綿粉じん濃度測定に基づく数値を示し、石綿曝露源を特定した。また、Mさんが行っていた採石場と符合する蛇紋岩産出地域を表わす地図情報も添付された。

昨年夏、建設埼玉より電話連絡が入り、2017年4月付でMさんが労災認定されたことを知った。

当初は本省協議事案になる可能性もあった難しい事案であったため、平野先生の勧めもあり開示請求をし、調査復命書を得ることをお願いした。

調査復命書によると、胸部CT画像上結節影を認めるものの、明らかな胸膜プラークは認めなかった。しかし、石綿小体計測検査結果（計測等実施機関：神戸労災病院病理診断科）1,000本/gの結果から、石綿繊維計測検査（計測機関名：（独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所）を実施し、1μmを超える石綿繊維2,880万本/g、5μmを超える石綿繊維360万本/gが医学的事項として採用されたことがわかった。

また、Mさんの石綿曝露状況の判断は、庭石として使用していた蛇紋岩に石綿が含まれていたこと、盆石作成に蛇紋岩を切断・研磨すること、蛇紋岩は三ヶ日砂利プラントに仕入れに行き粉じんに曝露したこと、さらに、独立自営後も蛇紋岩取り扱い時に曝露したことを、自己意見書、本人聴取をもとに認められたことが明らかになった。

今回のMさんのケースでは認定基準を大きく上回る石綿繊維数が検出されたことから、蛇紋岩による石綿被害者は実はもっと多くいる可能性も高く、新たな問題意識を持たなければいけないと感じた事例だった。



（東京労働安全衛生センター）
※2017年12月26日付け毎日新聞朝刊が一面トップで特ダネとして報じている（前頁）。